

自動車営業をはじめられる方へ

いわゆる「キッチンカー」や「移動販売車」など、自動車によって食品を調理・販売する場合、固定店舗と同様、取り扱う食品の種類や作業内容に応じて、「**営業許可**」または「**営業届出**」が必要になることがあります。

令和3年（2021年）6月1日以降に許可を取得される場合、道立保健所管内のほか、札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む「**全道一円**」での営業が可能になりました。

① 営業許可・届出について

取り扱う品目等により必要な手続きが異なります。

営業許可の取得が必要	<ul style="list-style-type: none">・焼き鳥、唐揚げ、フライドポテト、クレープ等の調理販売・ビール、コーヒー等ドリンク類の提供・包装していない魚介類の陳列販売や加工販売
営業届出が必要	<ul style="list-style-type: none">・弁当そうざい（完成済品）の販売・食肉（包装済品）、魚介類（包装済品）、青果物の販売・その他温度管理が必要な食品や生鮮食品の販売
許可も届出も不要	<ul style="list-style-type: none">・常温で長期間保存可能な食品（缶詰、スナック菓子、常温保管可能な飲料等）

② 営業可能な地域について

令和3年（2021年）6月1日以降新たに許可を取得される場合、道立保健所管内の他、札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む「**全道一円**」での営業が可能です。

！既に許可を取得している方は以下の取扱いとなります

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、魚介類販売業（包装以外）、食肉処理業を取得している場合

現在お持ちの営業許可の有効期限までは、許可証に記載している区域以外では営業できません。

次回の許可更新時、または有効期限までに改めて許可を取得すると、「全道一円」での営業が可能となります。

乳類販売業、食肉販売業（包装）、魚介類販売業（包装）を取得している場合

令和3年6月1日から自動的に「営業許可」から「営業届出」に移行され、「全道一円」で営業が可能となります。

食品販売業を取得している場合

食品販売業については、営業届出に自動移行されないため、**令和3年11月30日までに改めて届出**を行う必要があります。

届出を行った時点から、「全道一円」での営業が可能です。

③ 許可申請先・届出先について

「営業基地」の場所によって許可申請先・届出先が異なります。

「営業基地」とは？

発進前の準備及び帰着後の後始末など、営業の管理的業務を行う場所を言います。

営業基地が道内にある場合

営業基地の所在地を所管する保健所で手続きを行ってください。

営業基地が道外にある場合

主な営業場所（予定も含む）の所在地を所管する保健所で手続きを行ってください。

④ 取扱い可能な品目について

自動車で使用する食品の調製、予備加工、包装等は、原則として食品衛生法に基づく許可を受けた施設で行ってください。

また、自動車内で調理加工を伴う品目を提供する場合、営業室の広さや構造、営業の内容により、以下の条件が付されることがあります。

- ・調理を要する取扱品目は、**1~2品目程度**の提供とすること
- ・自動車で行う調理は、原則として、**加熱・成型程度**とすること

なお、以下のとおり、**給水・排水タンクの容量**により、車内で実施可能な行為が異なります。

40ℓ	<ul style="list-style-type: none">・ 1工程程度の簡易な調理を行う・ 使用する水は手洗い程度で、調理に水をほとんど使用しない
80ℓ	<ul style="list-style-type: none">・ 2工程程度までの簡易な調理を行う・ 手洗いの他、調理にも水を使用する・ 調理器具等の洗浄が必要となる
200ℓ	<ul style="list-style-type: none">・ 多品目を提供する・ 手洗いの他、調理にも大量の水を使用する・ 調理器具、食器等の洗浄や原材料の下処理を行う

その他、詳細は最寄りの保健所までお問い合わせください
(連絡先) 北海道千歳保健所 生活衛生課 食品保健係
電話：0123-23-3175(代表)